

H16.7.5 第1回県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会提出資料より

生物影響調査について

1. 調査の趣旨

県では、平成13年度より現場内及び周辺の地下水及び表流水について環境モニタリングを実施してきた。

この環境モニタリングは物質毎に定められた個別の基準との比較により評価を行うものである。これまでの結果から、周辺地点においては環境基準を下回っているところであるが、地元住民の方々から生物の生息状況を指標としたモニタリングを実施して欲しいとの要望が出されている。

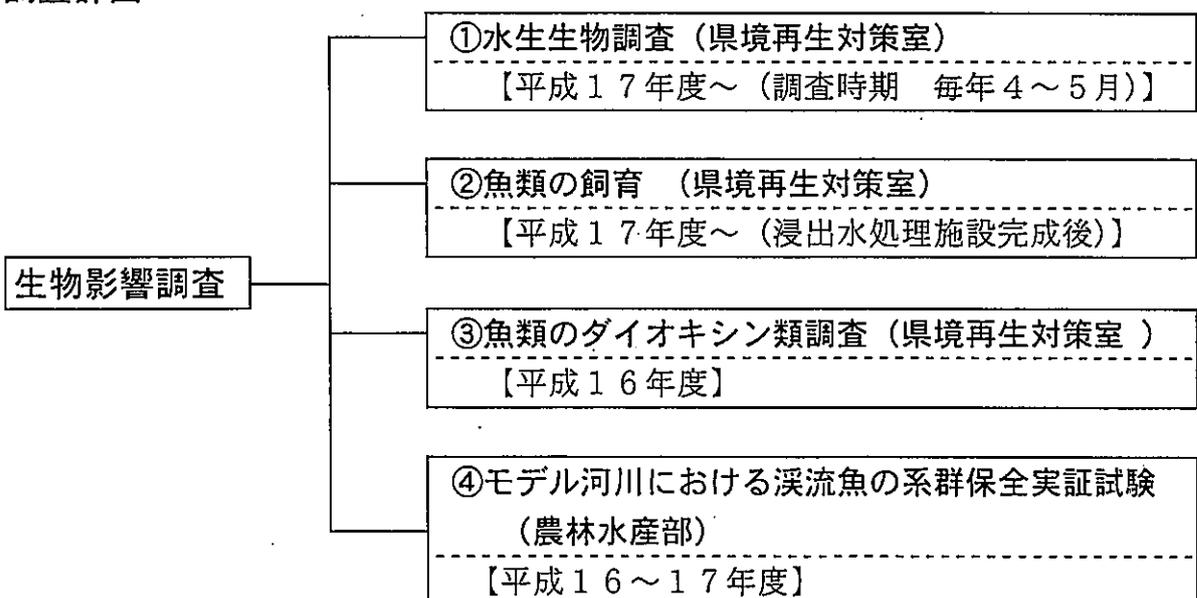
また、環境審議会や原状回復対策推進協議会において、不法投棄現場からの複合汚染による影響を把握するためには、生物の生息状況を指標とした生物モニタリングを実施することが有効との意見があった。

検討の結果、生物モニタリングと環境モニタリングの結果をあわせて総合的に評価することによって、よりの確かつわかりやすい環境影響評価を行うことが可能となると考えられることから、今年度より生物影響調査を実施するものである。

2 県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会の所掌

- (1) 生物モニタリング手法の検討
- (2) 生物モニタリング調査結果の評価
- (3) 評価結果の公表
- (4) その他必要な事項

3 調査計画



第1回県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会における主な意見

1. 水生生物調査について

- ・平成17年度調査開始となっているが、開始年度を前倒しできないか。
- ・浸出水処理施設稼働前の水生生物の生息状況を把握することが重要であることから、最初の年だけ調査地点数を増やしたらどうか。

2. 魚類の飼育について

- ・鯉は水質が悪化しても生きられる強い魚なので飼育する魚種としていかがなものか。
- ・熊原川に生息しているウグイとかでやるのがいいのかとも思う。
- ・単に飼育するだけではなく、並行してダイオキシン類調査とも組み合わせるかどうか。
- ・親魚よりも受精卵などもっと弱い段階のものを飼育し、発生などを観察してはどうか。

3. その他

- ・水生生物に限定せず、影響が現れやすい両生類を指標として、例えばカエルの卵を採取しその発生をみる等の調査を行ってはどうか。

県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会設置要領

(趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄現場からの周辺への影響を把握するための生物を指標としたモニタリングについて、必要な検討・評価等を行うため、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

(所掌)

第2 評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 生物モニタリング手法の検討
- (2) 生物モニタリング調査結果の評価
- (3) 評価結果の公表
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 評価委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する

(会長及び副会長)

第4 評価委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6 評価委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 評価委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 評価委員会の庶務は、青森県特別対策局県境再生対策室において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成16年 6月 1日から施行する。

委員名簿

区 分	所属・職	氏 名
学識経験者（環境影響評価）	青森県自然保護の会会長	奈良典明
学識経験者（小動物）	弘前大学農学生命科学部教授	小原良孝
学識経験者（底生生物・甲殻類）	弘前大学教育学部教授	大高明史
学識経験者（淡水魚・生態工学）	弘前大学農学生命科学部助教授	東 信 行
学識経験者（生物関係地元研究者）	NPO法人コウモリの保護を考 える会 理事長	向 山 満